

児童手当・特例給付 氏名等 変更届

(宛先) 春日井市長

認定番号	提出年月日	※受付番号
	令和 . .	

受給者	変更前	氏名	
		住所	
	変更後	氏名	
		住所	
変更年月日		令和 . .	
児童	変更前	氏名	
		住所	
	変更後	氏名	
		住所	
	変更年月日		令和 . .
	変更前	氏名	
		住所	
	変更後	氏名	
		住所	
	変更年月日		令和 . .
	変更前	氏名	
		住所	
変更後	氏名		
	住所		
変更年月日		令和 . .	
備考			

住所
電話番号 ()
受給者 氏名 印

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

点検	入力	審査	受付

(ダウンロード用)

注意

- 1 この届は、受給者が氏名又は住所を変更した場合及び受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）が氏名又は住所を変更した場合に、提出してください。
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 子どもの住所を変更した場合は、必ずこの届を提出してください。
- 4 子どもの住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その子どもの属する世帯全員の住民票の写しを添えて提出してください。
 - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
 - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
 - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 5 子どもの住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該子どもが日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 6 この届は、氏名又は住所を変更してから14日以内に提出してください。